



商工情報あらかると

小国町商工会

トピックス

- 持続化補助金がまもなく公募開始 P1
- キャッシュレス・消費者還元事業の
対象店舗の登録が4月から開始 P1
- キャッシュレス対応セミナー案内 P1
- 事業資金の相談は、お気軽に P1
- 「働き方改革」が適用されました P2

- 労働保険年度更新時期となりました P2
- 商工会青年部活動 P3
- アスモ展示コーナーの活用 P3
- 介護・医療セミナー開催 P3
- 協会けんぽ山形支部の保険料率が変わる P3
- 商工会の共済 P4

平成30年度第2次補正予算【小規模事業者持続化補助金】がまもなく公募開始します

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援するものです。申請を希望される方は早めにご連絡ください。
(担当：佐藤課長)

補助率：2/3 補助上限額：50万円
募集期間：平成31年4月上旬～5月中旬（予定）



キャッシュレス・消費者還元事業の対象店舗の登録が4月から開始されます。

キャッシュレス・消費者還元事業とは、決済事業者が中小・小規模事業者の決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末等の導入に係る費用を補助するものです。
(担当：佐藤課長)

端末機導入費用 国：2/3負担 決済事業者：1/3負担

キャッシュレス対応セミナーのご案内



今年10月から消費税が10%に増税されることに伴い、政府では、キャッシュレス支払によるポイント還元をおこなう計画です。消費者の増税負担減を図るべく準備を進めております。

このような状況を踏まえ、事業者側として、どのような対応をしておくべきなのかを学ぶセミナーですので、是非ご参加いただき経営にお役立てください。
(担当：佐藤課長)

日時：平成31年4月24日（水）

14:00～16:00

場所：山形銀行小国支店 2階会議室

事業資金の相談は、お気軽に！

小規模事業者が利用できる特別優遇融資制度（マル経融資）があります。設備資金、運転資金、設備と運転併用など事業所の経営に必要な使い方で利用できる制度です。金利も低利で無担保無保証です。

その他にも国、県等の事業融資制度も多くありますので、資金が必要なときは、商工会にお気軽にご相談ください。

(担当：佐藤課長)

経営改善資金（マル経融資）（日本生活金融公庫国民生活事業）

ご利用いただける方		商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工
融資限度額		2,000万円
金利		1.21%
ご融資期間 (うち据置期間)	設備資金	10年以内(2年以内)
	運転資金	7年以内(1年以内)



小国町商工会

「働き方改革」が適用されました

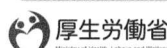


2019年より順次、改正法が適用されます！

1 時間外労働の上限規制 月45時間 年360時間 2019年4月1日より施行 ※中小企業は2020年4月1日より施行	2 年次有給休暇の取得率 毎年5日 2019年4月1日より施行	3 同一労働同一賃金 正規と非正規の不合理な待遇差を禁止 2020年4月1日より施行 ※中小企業のパートタイム労働者・非正規労働者等については2021年4月1日より施行
--	--	---

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省 検索

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省 検索



2019年4月1日より「働き方改革」関連法が改正され適用されました。

4月1日からは、中小零細事業所も全て関わる「年次有給休暇」を毎年5日確実に取得させなければなりません。さらに、中小企業等でも2020年4月1日から「時間外労働」の上限が規制され、月45時間、年360時間を上限とされました。例外的に時間延長等をおこなう場合は、事業主と労働者との協定が必要となります。詳しくは、労働基準監督署、山形県労働局等のホームページをご覧ください。個別案件についても直接ご相談いただけます。また、商工会でも働き方改革や労働に関わるご相談も受けておりますので、お気軽にご相談ください。(担当：遠藤主事)

労働保険年度更新時期となりました

労働保険の年度更新の時期となりました。商工会の労働保険事務組合にご加入している事業所は、労働保険料算定基礎賃金等報告書または、一括有期事業報告書、一括有期事業総括表を作成の上、**4月22日(月)**まで商工会事務局にご提出ください。

また、記入に関しての個別相談会を下記日程でおこないますので、ご利用ください。ただ、個別相談となりますので、他の相談者がいる場合は、若干お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。(担当：遠藤主事)

～～個別相談会～～

日 程：4月16日(火)、17日(水)

会 場：小国町商工会会議室(アスモ3階)

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

小国町商工会



商工会青年部活動

雪山に恋してる ～ウィンターイベントプロデュース～の開催



集合写真



雪上バナナボート風景

商工会青年部は平成30年度に県から助成金を受け、小国町の冬のイベントをPRするという事業に取り組み、小国町内の冬のイベントを網羅したポスター・チラシの作成・配布、町報、新聞、SNS等での情報発信を年間通して行いました。

この事業で青年部が実施主体となった、スノーモービルのイベント「おぐにスノートレック」も開催しました。当日は約50名の参加をいただき、スノーモービルや雪遊びを楽しみながら冬の賑わいづくりに貢献しました。

先日の3月26日には、山形市の山形国際ホテルで行われた「提案公募型事業成果報告会」があり、この1年の活動報告を行ってきたところであり、来年度も、提案公募型事業に取り組み、今年度の反省を活かしながら小国町の冬をさらに盛りあげていく予定です。
(担当：石塚主事)

アスモ展示コーナーの活用

アスモ1階ブックカフェでは、特設コーナーを設けて、様々な展示を行っています。平成30年度は、小国縫製㈱の製品（東京巣鴨の特殊ニーズで知られている赤パンツシリーズ）と、㈱豊嶋石英硝子のオリジナルキーホルダーや石英ガラス製品を展示させていただきました。

今後企業のPRを含めて、展示を行いたい方は「㈱小国いきいき街づくり公社」(☎0238-61-0055)までご連絡ください。
(担当：石塚主事)



介護・医療セミナー開催



平成31年3月18日（月）、福利厚生支援の一環として介護・医療セミナーを開催しました。当日は、商工会の提携先の一つであるジブラルタ生命㈱が講師とし、老後の介護・医療にどのくらい資金が必要かという点や、今のうちから少しずつ準備していくポイントを学びました。

このセミナー後を通して、相続、現在加入している保険等、質問が多かったです。普段はなかなか聞くこと、相談しにくいことを学べる機会となりました。商工会では、来年度もセミナーの開催を検討していますので、ご関心のある方はお気軽にご相談ください。
(担当：石塚主事)

協会けんぽ山形支部の保険料率の変更

2019年3月分(4月納付分)からの協会けんぽ山形支部の保険料率が変わります。また、介護保険料率の変更となりますので、ご理解をお願いいたします。
(担当：遠藤主事)

平成31年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の 10.04%	健康保険料率 →	平成31年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の 10.03%
平成31年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の 1.57%	介護保険料率 →	平成31年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の 1.73%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。



小国町商工会

商工会の共済

会社役員・事業主の退職金共済と取引先の倒産等に巻き込まれたときの資金手当共済

小規模企業共済は、事業主等の退職金制度です。掛金が全額所得控除でき、受給の際には、退職金控除が受けられます。将来の準備と節税対策ができます。

経営セーフティ共済は、売掛金や手形等の保全対策ができます。

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が、廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

- 1 全国125万人が加入
昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者の約125万人が加入しています。（※27.34歳まで）
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得」とし、分割の場合は「公的年金等の雑所得」として、課税されます。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付の利用が可能
契約者一定の年齢（50歳以上）に達し、退職金や事業資金に不足する資金の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給額は差押禁止
共済金・契約者貸付の受給額は、国税等関係の債権と優先して差押禁止として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 TEL:050-5541-7171（共済相談室） www.smrj.go.jp/skyosai

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当分の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（償還期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上**損金（法人）**または**必要経費（個人事業）**に
掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

中小機構 www.smrj.go.jp/kyosai TEL:050-5541-7171（共済相談室）

あなたの企業を伸ばしご家族を守る商工会の共済

商工貯蓄共済

貯蓄・融資・生命保険
商工貯蓄共済は**3つの特典**

会員事業所のみならずへ
小国町商工会
しゃくなげ福祉共済制度

災害保障特約付 福祉団体定期保険
+ 小国町商工会独自の給付制度（見舞金制度）

ご留意ください 小国町商工会独自の見舞金等の給付制度と同商工会がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険*を組み合わせた保障プラン名称がしゃくなげ福祉共済制度です。それらを個別にご加入いただくことはできません。*災害保障特約付福祉団体定期保険

ご加入のおすすめ

- 福利厚生制度にご活用いただけます
- 商工会独自の給付制度も!
- 毎年収支計算し剰余金があれば**配当金**も!
- 1年更新で医師の**診査なし**
- 業務上・業務外を問わず**24時間保障**

=地域と共に歩む小国町商工会=

山形県西置賜郡小国町大字小国町163番地 白い森ショッピングセンターアスモ3階

電話 0238 (62) 4146 IP電話 050 (3801) 4237

Fax 0238 (62) 4156

URL: <http://oguni-shokokai.jp/>

Email: ogui@shokokai-yamagata.or.jp

商工会では、会員の経営と福祉に資する各種共済を取り扱っております。

掛金が安く特典も多い共済です。気になるものがございましたら、是非、お気軽にお問い合わせください。

（担当：伊藤）

商工会会員限定

大切なご家族をお守りする保障
商工会の福祉共済 **「生命」保障**

けがの補償 病気の補償 がんの補償
プラス に加えて...

生命の保障が新登場!

大きな死亡保障

割安な掛金で更に!! 配当が受け取れます!

幅広い補償で、建物、家財、什器・備品を手厚くサポート

新総合火災共済

わかりやすい共済金のお支払い
もしものときも安心! 火災だけでなく4つのプラン

商工会は、経営に関する様々な相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。